

# マル経融資(小規模事業者経営改善資金貸付制度)

## ★必要となる営業(実在)確認書類の対象一覧★

別紙

営業確認書類 *** いずれかの書類を必ずご提出ください ***		対象となる 申込者	
		法人	個人
1	<b>法人税の領収書又はその証明書</b> ・領収書には、納付済通知書を含める。(注1) ・領収書又はその証明書は、税額又は事業所得額がゼロの場合は対象書類としない。(注2) ・電子納税証明書については、推薦団体において電子署名検証機能を使用して電子データが原本であることを確認した上で印刷した納税証明データシートに限り、対象書類とする。(注8)	○	—
2	<b>税務署の受領印のある法人税の申告書の別表一(一)</b> ・税務署又は地方自治体の受領印には、証明印を申告後受領した場合を含める。(注3) ・管轄税務署が申告事務を地方自治体に委任している実態が確認できれば、地方自治体の受領印のある申告書も、税務署の受領印のある申告書とみなし、営業確認書類として取扱う。(注10)	○	—
3	<b>所得税の事業所得にかかる証明書</b> ・事業所得が明記されているもの(所得金額の証明書(納税証明書その2)において事業所得の記載あるもの)に限る。ただし、事業所得額がゼロの場合は対象書類としない。なお、事業所得の記載については、通常、証明書発行依頼時にその旨を申請することにより取得可能である(電子納税証明書の場合も同様)。(注4) ・電子納税証明書については、推薦団体において電子署名検証機能を使用して電子データが原本であることを確認した上で印刷した納税証明データシートに限り、対象書類とする。(注8)	—	○
4	<b>税務署の受領印のある所得税の確定申告書の第一面</b> ・税務署又は地方自治体の受領印には、証明印を申告後受領した場合を含める。(注3) ・管轄税務署が申告事務を地方自治体に委任している実態が確認できれば、地方自治体の受領印のある申告書も、税務署の受領印のある申告書とみなし、営業確認書類として取扱う。(注10)	—	○
5	<b>電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの</b> ・法人税申告書の別表一(一)、所得税の確定書の第一面(申告内容確認票 B を含む。)、消費税、法人都道府県民税・市町村民税および都道府県民税・市町村民税の申告書をいう。なお、「消費税および地方消費税の確定申告書」や「法人都道府県民税・事業税・地方人特別税の確定申告書」のように、申告書の名称に上記以外の税が含まれていても、営業確認書類として取扱うことができる。(注9)	○	○
6	<b>地方自治体の証明印があり、営業所得又は事業所得が明記されている所得証明書</b> ・事業所得額がゼロの場合は対象書類としない。(注5)	○	○
7	<b>事業税の領収書又はその証明書</b> ・領収書には、納付済通知書を含める。(注1) ・領収書又はその証明書は、税額又は事業所得額がゼロの場合は対象書類としない。(注2)	○	○
8	<b>消費税の領収書又はその証明書</b> ・領収書には、納付済通知書を含める。(注1) ・領収書又はその証明書は、税額又は事業所得額がゼロの場合は対象書類としない。(注2) ・電子納税証明書については、推薦団体において電子署名検証機能を使用して電子データが原本であることを確認した上で印刷した納税証明データシートに限り、対象書類とする。(注8)	○	○
9	<b>税務署の受領印のある消費税の申告書の第一面</b> ・税務署又は地方自治体の受領印には、証明印を申告後受領した場合を含める。(注3) ・管轄税務署が申告事務を地方自治体に委任している実態が確認できれば、地方自治体の受領印のある申告書も、税務署の受領印のある申告書とみなし、営業確認書類として取扱う。(注10) ・申込者が「確定申告書等作成コーナー」(国税庁ホームページ)を利用して申告書を作成し、これを税務署に書面で提出した場合(この場合、申告書には税務署の受領印は付されない)、当該申告書に、税務署の受領印のある「申告書等送信票(兼送付書)」を添付することで、税務署の受領印が付された申告書が提出されたものとみなし、営業確認書類として取扱う。(注11)	○	○
10	<b>法人都道府県民税もしくは法人市町村民税の法人税割額にかかる領収書又はその証明書</b> ・領収書には、納付済通知書を含める。(注1) ・領収書又はその証明書は、税額又は事業所得額がゼロの場合は対象書類としない。(注2) ・法人税割額がゼロ(課税無し)の場合(均等割額のみの場合)は対象書類としない。(注6)	○	—
11	<b>地方自治体の受領印がある法人都道府県民税・市町村民税の申告書の第一面</b> ・税務署又は地方自治体の受領印には、証明印を申告後受領した場合を含める。(注3)	○	—
12	<b>地方自治体の受領印がある都道府県民税・市町村民税の申告書の第一面</b> ・税務署又は地方自治体の受領印には、証明印を申告後受領した場合を含める。(注3)	—	○
13	<b>源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税の領収書又はその証明書</b> ・領収書には、納付済通知書を含める。(注1) ・領収書又はその証明書は、税額又は事業所得額がゼロの場合は対象書類としない。(注2) ・電子納税証明書については、推薦団体において電子署名検証機能を使用して電子データが原本であることを確認した上で印刷した納税証明データシートに限り、対象書類とする。(注8)	○	○
14	<b>(営業実態のわかる帳票類で申込前の直近6カ月程度の取引がわかる帳票類) ※1~13が無い方</b> ・帳票類は、日々の営業活動にかかる取引資料(受発注書、請求書、納品書、領収書等)のうち、借入申込者(事業所)以外の者(取引先)が作成・発行したもので、かつ借入申込者名(事業所名)が記載されているものに限る。(注7)	○	○

- (注 1) 領収書には、納付済通知書を含める。
- (注 2) 領収書又はその証明書は、税額又は事業所得額がゼロの場合は対象書類としない。
- (注 3) 税務署又は地方自治体の受領印には、証明印を申告後受領した場合を含める。
- (注 4) 事業所得が明記されているもの(所得金額の証明書(納税証明書その2)において事業所得の記載あるもの)に限る。ただし、事業所得額がゼロの場合は対象書類としない。なお、事業所得の記載については、通常、証明書発行依頼時にその旨を申請することにより取得可能である(電子納税証明書の場合も同様)。
- (注 5) 事業所得額がゼロの場合は対象書類としない。
- (注 6) 法人税割額がゼロ(課税無し)の場合(均等割額のみの場合)は対象書類としない。
- (注 7) 帳票類は、日々の営業活動にかかる取引資料(受発注書、請求書、納品書、領収書等)のうち、借入申込者(事業所)以外の者(取引先)が作成・発行したもので、かつ借入申込者名(事業所名)が記載されているものに限る。
- (注 8) 電子納税証明書については、推薦団体において電子署名検証機能を使用して電子データが原本であることを確認した上で印刷した納税証明データシートに限り、対象書類とする。
- (注 9) 法人税申告書の別表一(一)、所得税の確定書の第一面(申告内容確認票 B を含む。)、消費税、法人都道府県民税・市町村民税および都道府県民税・市町村民税の申告書をいう。なお、「消費税および地方消費税の確定申告書」や「法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税の確定申告書」のように、申告書の名称に上記以外の税が含まれていても、営業確認書類として取扱うことができる。
- (注 10) 管轄税務署が申告事務を地方自治体に委任している実態が確認できれば、地方自治体の受領印のある申告書も、税務署の受領印のある申告書とみなし、営業確認書類として取扱う。
- (注 11) 申込者が「確定申告書等作成コーナー」(国税庁ホームページ)を利用して申告書を作成し、これを税務署に書面で提出した場合(この場合、申告書には税務署の受領印は付されない)、当該申告書に、税務署の受領印のある「申告書等送信票(兼送付書)」を添付することで、税務署の受領印が付された申告書が提出されたものとみなし、営業確認書類として取扱う。